

# 子どものけんりニュース

第14号

2007.10.4発行

札幌市は、未来を担う子ども一人ひとりの権利の保障が推進される社会の実現をめざし、「子どもの権利条例」の制定に向けた取組を進めています。一緒に、子どもの権利について考えましょう！！

救済制度を含め、条例全体について審議するために、8月に設置された「子どもの権利条例検討会議（座長：千葉卓北海学園大学法学部教授）」では、平成19年2月に市議会に提案し、成立には至らなかった当初の条例案の修正事項について、話し合いが進められています。検討会議のようすは、「子どものけんりニュース」や「ホームページ」でお知らせしていきます。



## これまでの検討会議のようす

第1回会議では上田市長から、「条例をつくることによって、子どもの権利条約の意味を市民や行政などが理解し、実行していくことが必要」などの話がありました。

また、第2回会議では、前回の条例案の修正事項について話し合いが行われ、「子どもの権利を保障するうえで、大人が果たす役割を強調すべきではないか。」「市民が条例の内容を誤解しないよう、わかりやすいものにすることが大切ではないか。」などの意見が出されました。



【第1回会議のようす】

## 第3回検討会議のご案内

第3回会議では、県や市などで、子どもの権利を保障するための取組に深くかわかり、研究している駿河台大学法学部の吉田恒雄教授を講師に招き、権利侵害からの救済制度について学習会を行う予定です。

【日時】平成19年10月14日(日) 17:00～

【場所】STV北2条ビル6階1～3号会議室  
(中央区北2条西2丁目)

### 【講師の紹介】

元 埼玉県子どもの権利擁護委員  
現 川崎市子どもの権利委員会委員



## シリーズ 条例をつくる目的 その ～子どもを権利の侵害から守ります～

札幌市では、いじめや虐待などの権利侵害から子どもたちを守るために、新しい救済制度を設けたいと考えています。制度の検討にあたっては、権利を侵害された子どもが一人でも苦しむことがないように、どんな悩みでも真剣に受け止めることや、子どもにとって利用しやすいものにすることなどが大切です。

また、市民みんなで、いじめや虐待などから守られる権利について、理解を深め、権利侵害が起きないような社会を目指していきます。



## トピック 児童会館での子どもの参加 ～子どもの意見をいかします！～

建てかえを予定している北郷児童会館(白石区)では、15人の子ども委員による検討委員会を行い、設計について話し合いました。

9月に行われた提案発表会で、子ども委員は、「バスケットゴールは、小学生から高校生まで使えるように高さを調節できるようにするとよい。」「子育てサロンに来る人のために、玄関にベーカースペースを設けてはどうか。」などの提案をしました。

札幌市では、提案の内容をできる限り反映していきます。



【発表会のようす】

条例を制定する目的や子どもの権利Q&Aなどを、楽しいイラストで説明するパンフレット「子どもの笑顔が輝くまちに」を、区役所や子ども未来局などで配布しています。ぜひご覧ください！

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階  
札幌市子ども未来局子どもの権利推進課  
電話 011-211-2942 ファックス 011-211-2943  
Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp  
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>



さっぽろ市  
05-G01 07-365  
19-3-112